

議案第 5 1 号

羽曳野市立中央スポーツ公園条例の一部を改正する条例の制定に  
ついて

羽曳野市立中央スポーツ公園条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和元年 6 月 3 日 提出

羽曳野市長 北 川 嗣 雄

## 提 案 理 由

中央スポーツ公園の管理棟の設置に伴い、使用料を徴収する設備を変更するため、この条例を制定しようとするものであります。

羽曳野市立中央スポーツ公園条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日

羽曳野市条例第 号

羽曳野市立中央スポーツ公園条例(平成28年羽曳野市条例第25号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表(第6条関係)

区分		単位	料金
多目的グラウンド	片面	2 時間	1,000 円
	全面		2,000 円
西多目的広場			1,000 円
コインロッカー		1 回	100 円

備考 本市の区域内に在住、在勤又は在学をする者以外の者が使用(コインロッカーの使用を除く。)する場合は、料金の2倍の額とする。

附 則

この条例は、令和元年8月1日から施行する。

羽曳野市立中央スポーツ公園条例 新旧対照表

新				旧			
別表(第6条関係)				別表(第6条関係)			
区分		単位	料金	区分		単位	料金
多目的グラウンド	半面	2時間	1,000円	多目的グラウンド	半面	2時間	1,000円
	全面		2,000円		全面		2,000円
西多目的広場			1,000円	東多目的広場			1,000円
コインロッカー		1回	100円	西多目的広場			1,000円
備考 本市の区域内に在住、在勤又は在学をする者以外の者が使用(コインロッカーの使用を除く。)する場合は、料金の2倍の額とする。				備考 本市の区域内に在住、在勤又は在学をする者以外の者が使用する場合は、料金の2倍の額とする。			